

## 平成29年度 公益財団法人長崎県体育協会生涯スポーツ推進事業補助金支出基準

### (1) 市町体育協会や競技団体等が行う地域スポーツ教室やイベント

※ 以下の補助対象経費の総額の5分の4(上限20万円)を補助する。

費 目		単価基準等(限度額)	注意事項	証拠書類の整備	
謝金	実技指導者	一人一時間 3,000円を上限とする。	運営スタッフまたは運営スタッフを兼ねている者を除く	住所・氏名は自署とし、必ず捺印すること。	
交通費	実技指導者	実 費	公共交通機関を利用した場合の、居住地から会場地までの最も経済的な経路によって計算したもの。	様式2号の5の交通費明細兼領収書 (領収書は個人ごとの領収書でも可)	
	運営役員				
	参加者				対象としない。
宿泊費	実技指導者	実費(一人一泊 9,800円を上限)	1泊素泊まり:9,800円を上限 但し、宿泊料金の設定が食事代込みの場合、 下記を上限に支給することができる。 1泊朝食付き:10,300円、 1泊朝・夕食付き:11,300円	宿泊施設の発行する宿泊日・人数・単価等が記載された領収書	
	運営役員				対象としない。
	参加者				
会場使用料		実 費		施設所有者等が発行する利用日時が記載された領収書	
昼食費	実技指導者	1個700円(税込み)を上限とする。		業者が発行する数量・単価が記載された領収書	
	運営役員				
消耗品費		実 費	事業実施のために必要な消耗品	業者が発行する購入物品・購入数が記載された領収書	
通信費		実 費	切手代・宅急便代等	業者が発行する数量・単価が記載された領収書	
その他		県体育協会が特に認めたもの。	事業推進のために特に必要と認められたもの。		